

特定非営利活動法人シュロス・スポーツプロジェクト  
入会金及び会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人シュロス・スポーツプロジェクト（以下「本法人」という。）定款第8条の規定に基づく会員の入会金及び会費等について必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 本法人に入会を承認された者は、次の各号の区分により入会金を納入しなければならない。ただし、休会届を提出し理事会の承認を受けたものが再入会する場合の入会金、及び公益財団法人日本サッカー協会のクラブ申請による団体に所属する会員の、スクール会員入会金は免除する。

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| (1) 正会員として入会した個人    | 5,000円 |
| (2) スクール会員として入会した個人 | 1,000円 |

(会費)

第3条 本協会に入会を承認された者は、次の各号の区分により会費を毎年納入しなければならない。

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| (1) 正会員として入会した個人    | 3,000円（1ヶ月あたり）  |
| (2) スクール会員として入会した個人 | 500円（1回あたり）     |
| (3) 賛助会員として入会した個人   | 一口5,000円（一口以上）  |
| (4) 賛助会員として入会した団体   | 一口10,000円（一口以上） |

(管理費)

第4条 正会員は、日本サッカー協会選手登録料及びスポーツ安全協会のスポーツ保険料、これに付随する手数料を別表1のとおり管理費として毎年納入しなければならない。

スクール会員は、スポーツ安全協会のスポーツ保険料、これに付随する手数料を別表1のとおり管理費として毎年納入しなければならない。

(会費の減免)

第5条 正会員の内、会費の減免申請により理事会で承認を受けた場合は以下の会費を納入することができる。

- (1) 減免申請条件
  - ① 住所が松本市より40キロ以上の遠隔地であり、平日練習の参加が困難であること。
  - ② フェスティバル等、普及活動に協力できること。
  - ③ 個人賛助会員として入会すること。
- (2) 減免の申請は、毎年、様式5の会費の減免申請書を理事長に提出する。
- (3) 会費の減免額 1,500円（1ヶ月あたり）

(規則の改正)

第6条 本規則の改廃は、総会の議決を経て、これを行う。

附 則

- 1 この規則は平成25年4月1日より施行する。